

川越市障害者相談支援事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

川越市 福祉部 障害者福祉課

令和7年10月

1 目的

本事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に基づき、障害者等（障害児、障害者及び難病等患者をいう。以下同じ。）、障害児の保護者及び障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障害者等の権利擁護のために必要な支援を行うものです。

事業実施にあたっては、障害者等に対する相談支援に係る高度な専門性が求められることから、関連分野を含めた幅広い知識、経験、技術、実績、企画力等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があります。

本実施要領は、優れた提案内容の事業者を契約の優先交渉権者に選定することを目的として実施する公募型プロポーザルの概要や審査手順等を示すものです。

2 概要

(1) 事業名称

川越市障害者相談支援事業

(2) 業務内容

川越市障害者相談支援事業業務委託仕様書のとおり

(3) 実施人員等

本業務は、原則9名（常勤換算）の相談支援専門員により実施します。

審査の評価の高かった事業者から順に必要な人員を満たすまで契約を締結します。なお、1事業者当たり配置できる人員は最大2名とします。

(4) 実施場所

川越市障害者相談支援センター（川越市脇田本町8番地1 U__PLACE 3階 川越市民サービスステーション内）及び受託事業者が設置する指定特定相談支援事業所等にて実施します。

なお、川越市障害者相談支援センターに、各日とも3名の相談支援専門員が勤務するよう、受託事業者間にて調整を行ってください。

(5) 委託期間

契約締結日 から 令和13年3月31日 まで（5箇年事業）

(6) 事業費限度額

本業務は、債務負担行為の設定による複数年契約とし、事業費限度額は次のとおり（消費税及び地方消費税含む）とします。

ただし、この金額は現段階での限度額であるため、契約予定額を示すものではありません。変更がある場合には契約締結時に別途定めます。

- ① 相談支援専門員1名当たり（常勤換算） ※業務管理者人件費及び諸経費含む
6,508,800円／年（消費税及び地方消費税含む）

3 担当課

川越市 福祉部 障害者福祉課

所在地：〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1

電話番号：049-224-6307（直通）

メールアドレス：shogaisha★city.kawagoe.lg.jp

（送信する際は、★を@に置き換えてください）

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、川越市契約規則を遵守した上、次に掲げる条件を全て満たすものとします。

- (1) 川越市競争入札参加者の資格等に関する規程(平成6年告示第351号)に基づく令和7・8年度入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (3) 本プロポーザルの公告の日から業務委託契約締結の日までの間のいずれかの日においても、川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱の規定に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く)でないこと。
- (5) 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- (6) 川越市内において、次のいずれかの障害福祉事業の実績がある社会福祉法人又は非営利法人であり、令和7年10月1日時点で、川越市内で指定特定相談支援事業所を設置しており、継続して運営ができる者。
 - ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、指定障害福祉サービス事業、指定障害者支援施設、指定地域相談支援事業、指定計画相談支援事業、地域生活支援事業
 - ② 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく、指定障害児通所支援事業、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業

5 選考スケジュール

公募から契約締結までの主なスケジュールは次のとおりです。

内容	期間（土日祝日除く）
公募の開始(公告日)	令和7年10月10日（金）
参加申し込み期間	令和7年10月10日(金)から令和7年10月28日(火)午後4時まで(必着)
質問の受付期間	令和7年10月13日(月)から令和7年10月21日(火)午後4時まで
質問に対する回答期限	令和7年10月24日(金)まで
資格確認結果の通知	令和7年10月31日(金)まで
企画提案書等の提出期間	令和7年11月3日(月)から令和7年11月17日(月)午後4時まで(必着)
企画提案書の書面審査	令和7年12月中旬
審査結果の通知	令和7年12月下旬
仕様書等の協議	令和8年2月上旬
契約締結	令和8年2月下旬
事業の実施	令和8年4月1日から

6 公募の開始

(1) 公告日

令和7年10月10日(金)

(2) 公告方法

川越市ホームページに掲載(<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/>)

◆トップページ＞産業・ビジネス＞入札・契約＞発注情報＞プロポーザル案件＞令和7年度＞川越市障害者相談支援事業業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について

7 参加申し込み

「4 参加資格」を満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、次の書類を郵送又は持参により、「3 担当課」に提出してください。提出がない場合、本プロポーザルへの参加は認められません。

(1) 受付期間

令和7年10月10日(金)から令和7年10月28日(火)午後4時まで

・郵送の場合は、10月28日(火)必着

・持参の場合には、土日祝日を除く受付期間の午前9時から午後4時までの間に提出

(2) 提出書類

提出書類は次の表のとおりです。提出書類は全て片面印刷で、日本工業規格によるA4判の規格で製本（様式1から様式3までを順番に綴り、インデックスを付け、ファイル等で綴じる。）し、1部を提出してください。

提出書類	様式種類	備考
公募型プロポーザル参加申込書	様式 1	・代表者印の押印が必要
障害福祉事業実施状況報告書	様式 2	
誓約書	様式 3	・代表者印の押印が必要

(3) 参加資格の確認

提出書類を基に参加資格の確認を行い、その結果を令和 7 年 1 0 月 3 1 日(金)までに電子メールにて通知します。参加資格を有する事業者(以下、参加事業者)には、企画提案書等の提出をお願いします。なお、参加資格の通知をお送りする際に、参加事業者を区別する団体記号をお伝えします。

(4) 参加申し込み後の辞退

公募型プロポーザル参加申込書を提出後に辞退する場合は、「辞退届(様式 1 4)」を速やかに提出してください。

8 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票(様式 4)」を提出してください。

(1) 受付期間

令和 7 年 1 0 月 1 3 日(月)から令和 7 年 1 0 月 2 1 日(火)午後 4 時まで

(2) 提出方法

質問票(様式 4)に必要事項を記入し、電子メールに添付して「3 担当課」に提出してください。電子メールの表題は、「相談支援事業プロポーザル質問(事業者名)」としてください。メール送信後、「3 担当課」に受信確認の電話をしてください。なお、この方法以外による質問(電話での問い合わせ等)については、回答いたしません。

(3) 回答

質問事項とその回答は、令和 7 年 1 0 月 2 4 日(金)までに、川越市ホームページに掲載します。

9 企画提案書等の提出

参加事業者は、次の書類を郵送又は持参により、「3 担当課」に提出してください。なお、参加事業者 1 者につき 1 つの企画提案の提出に限ります。

(1) 提出期間

令和 7 年 1 1 月 3 日(月) から 令和 7 年 1 1 月 1 7 日(月) まで

・郵送の場合は、1 1 月 1 7 日(月)必着

・持参の場合には、土日祝日を除く受付期間の午前 9 時から午後 4 時までの間に提出

(2) 提出書類

提出書類は次の表のとおりです。

正本1部及び副本8部を提出してください。

なお、作成にあたっては、「川越市障害者相談支援事業業務委託 企画提案書作成要領」を参考にしてください。

提出書類	様式種類	部数	備考
企画提案書（鑑文）	様式 5	正本 1 部	代表者印の押印が必要
企画提案に係る誓約書	様式 6	正本 1 部	代表者印の押印が必要
1. 実績	様式 7	正本 1 部 副本 8 部	電子データによる提出も必要
2. 実施体制	様式 8	正本 1 部 副本 8 部	電子データによる提出も必要
3. 組織体制	様式 9	正本 1 部 副本 8 部	電子データによる提出も必要
4. 実施方法	様式 10	正本 1 部 副本 8 部	電子データによる提出も必要
5. 川越市における課題及び相談支援が担う役割	様式 11	正本 1 部 副本 8 部	電子データによる提出も必要
6. 独自提案	様式 12	正本 1 部 副本 8 部	電子データによる提出も必要
見積書	様式 13	正本 1 部	代表者印の押印が必要 見積金額の内訳書を添付(任意様式)

様式7、様式8、様式9、様式10、様式11、様式12は、紙による提出のほか、電子データを電子メールに添付して「3 担当課」へ提出してください。電子メールの表題は、「相談支援事業プロポーザル企画提案書（参加事業者名）」としてください。メール送信後、「3 担当課」に受信確認の電話をしてください。

10 企画提案書に関する書面審査等

- (1) 審査は、企画提案書による審査のみとし、プレゼンテーション審査は実施いたしません。
- (2) 提出された企画提案書は、「評価基準表」で定める審査基準に基づき、本市が設置する審査委員会において、審査を行うものとし、評価の合計点が上位の者から順に、優先交渉権者として決定します。また、市が想定する必要人員を満たすまで、評価の順位の高い者から順に交渉を行うものとします。なお、1事業者当たり配置できる人員は最大2名とします。同点の者があった場合の順位は、審査委員会が決定します。

なお、評価に当たり、審査委員会において最低基準を設けます。

- (3) 参加事業者の相談支援専門員の合計が9名以下であった場合も選考を行います。
- (4) 審査・選考は非公開とし、選考結果に対する異議申立ては受理しません。

11 審査結果の通知

審査結果は、令和7年12月下旬に参加した事業者に電子メールにて通知する予定です。

12 審査結果の公表

審査結果について、次に掲げる事項等を令和7年12月下旬に川越市ホームページで公表します。

- (1) プロポーザル方式の概要及び経過
- (2) 審査結果(優先交渉権者のみ事業者名称を公表)

13 契約の締結

本業務委託の優先交渉権者に決定された者は、契約に係る基本的事項について市と協議の上、契約を締結します。協議が成立しない場合や協議中に優先交渉権者が参加資格を欠いた場合は、市は次に評価の高い優先交渉権者と協議を行うことができるものとします。

14 参加事業者の失格

参加事業者が、次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「4 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 「企画提案書等の提出」の提出期間中までに提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が事業費限度額を超えている場合
- (5) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等により、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

15 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加事業者の負担とします。
- (2) 参加事業者の都合による書類の提出後の修正又は変更は、一切認めません。
- (3) 事故等による未着については、本市では責任を負いません。
- (4) 本市と契約を締結する事業者は予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については疾病、退職、死亡等のやむを得ない場合を除き、これを認めないものとします。
- (5) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属します。ただし、市が本プロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとします。
- (6) 提出された書類は返却しません。
- (7) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、川越市情報公開条例(平成8年条例第15号)に基づき提出書類の公開について判断します。